



# 島根県報

平成30年12月28日（金）

号外 第 157 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

島根県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (建 築 住 宅 課) 2

**公布された条例等のあらまし**

◇島根県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第92号）

## 1 規則の概要

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴う引用する条項の整理（第2条関係）

## 2 施行期日

平成31年1月1日から施行することとした。

**規 則**

島根県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第92号**

島根県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

島根県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成26年島根県規則第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項各号中「第4条各号」を「第4条第1号イ又はロ」に、「当該各号」を「当該イ又はロ」に改める。

**附 則**

この規則は、平成31年1月1日から施行する。